

# 御提出いただく税関係書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し）について

(提出された源泉徴収票、確定申告書で保育料補助金が月額2万円に該当するか計算します。)

## 源泉徴収票の場合 ※年末調整済のもの

## 確定申告の場合

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	氏名 (フリガナ)  (役職名)	(受給者番号)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)
障害者の有無等	障害者控除の額	社会保険料等の金額
国民年金被保険者の有無等	国民年金被保険料等の金額	生命保険料控除の額
厚生年金被保険者の有無等	厚生年金被保険料等の金額	地産保険料控除の額
住宅借入金等特別控除の有無等	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額
住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	
国民年金被保険料等の金額	国民年金被保険料等の金額	
厚生年金被保険料等の金額	厚生年金被保険料等の金額	
生命保険料控除の額	生命保険料控除の額	
地産保険料控除の額	地産保険料控除の額	
住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	
配偶者控除	配偶者控除	
配偶者特別控除	配偶者特別控除	
障害者控除	障害者控除	
国民年金控除	国民年金控除	
厚生年金控除	厚生年金控除	
生命保険料控除	生命保険料控除	
地産保険料控除	地産保険料控除	
住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除	
基礎控除	基礎控除	
所得控除の合計額	所得控除の合計額	
所得税額	所得税額	
源泉徴収税額	源泉徴収税額	
中絶・退職	中絶・退職	
受給者生年月日	受給者生年月日	
住所(居所)又は所在地	住所(居所)又は所在地	
氏名又は名称	氏名又は名称	

住所 (又は居所)	氏名	生年月日	性別
所得税額	源泉徴収税額	所得税額	源泉徴収税額
収入金額等	所得金額	所得金額	所得金額
給与	給与	給与	給与
公的年金等	公的年金等	公的年金等	公的年金等
その他	その他	その他	その他
所得金額	所得金額	所得金額	所得金額
所得控除	所得控除	所得控除	所得控除
基礎控除	基礎控除	基礎控除	基礎控除
所得税額	所得税額	所得税額	所得税額
源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額
源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額

2

3

※

1

2

3

※この用紙は控用です。

※

### ◎年少扶養控除について

平成23年より年少扶養控除が廃止になりました。ただし保育料補助金の計算にあたっては、扶養控除38万円が取得できるものとして再計算させていただきます。よって源泉徴収票、確定申告書上の所得税額と異なる金額となります。

## 税務署の收受印のあるものを提出下さい

- ① 「給与所得控除後の金額」が38万円以下で、源泉徴収税額に金額が記入されている場合、確定申告をすることによって、税額が低くなります。
  - ・ 配偶者の「給与所得控除後の金額」が38万円以下の場合、配偶者控除をとることができます。また、76万円未満の場合、配偶者特別控除をとることができます。どちらの場合も年末調整、確定申告をすることによって、税額が低くなります。
- ② 配偶者控除をとれば「控除対象配偶者の有無等」の有に記号がはいり、とらなければ無に記号がはいりません。配偶者特別控除をとれば、「配偶者特別控除の額」に金額が記入されます。

注) 育児休業等により一時的に収入が少なかった場合でも、配偶者控除や配偶者特別控除がうけられる可能性があります。詳しくは会社または税務署に確認してください。
- ③ 夫(妻)と離婚、死別した後再婚していない方又は配偶者が生死不明などの方は寡婦(寡夫)控除をとることができます。年末調整、確定申告をすることによって、税額が低くなります。

- ※ 住宅借入金等特別控除をとられている場合、控除前の所得税額に再計算します。
- \* 転職をされていて、前職加算されていない方は税務署で確定申告をしてください。確定申告の手續きについては、税務署にお尋ねください。